



令和8年 10 月2日

関 東 運 輸 局

船舶運航事業者に対する船舶の使用停止命令について

～海上運送法第 17 条に基づく行政処分～

関東運輸局において、令和8年1月以降、東海汽船株式会社及び同社所有船舶に対し、海上運送法第 25 条第1項に基づく検査を実施したところ、同社が海上運送法に基づき定めた安全管理規程を遵守していない等、海上運送法に違反する事実を確認しました。

今後、同様の事案の再発防止を図るとともに、輸送の安全を確保するため、海上運送法第 17 条の規定に基づき、船舶の使用停止命令を発出しましたので、お知らせ致します。

1. 発出年月日

令和8年 10 月2日(金)

2. 対象事業者

事業者の名称：東海汽船株式会社

本 社 の 位 置：東京都港区海岸一丁目 16 番 1 号

代 表 者 名：代表取締役社長 山崎 潤一

3. 命令の内容

【一般旅客定期航路事業の用に供する船舶の使用停止】

○東京～八丈島航路(関東第 110 号)

・船名:橘丸 船舶番号:142125

令和8年 10 月9日から令和8年 10 月 28 日までの 20 日間

○東京～大島～神津島航路(関東第 125 号)

・船名:橘丸 船舶番号:142125

・船名:セブンアイランド結 船舶番号:143663

・船名:セブンアイランド友 船舶番号:131269

令和8年 10 月9日から令和8年 10 月 28 日までの 20 日間

○熱海～大島航路(関東第 142 号)

・船名:セブンアイランド結 船舶番号:143663

・船名:セブンアイランド友 船舶番号:131269

令和8年10月9日から令和8年10月28日までの20日間

4. 違反内容及び違反条項

別紙違反事実のとおり

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

事業種別等	違反点数	累積点数
違反点数の累計:一般旅客定期航路事業 東京～八丈島航路(関東第110号)	92点	92点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)	(92点)	(92点)
違反点数の累計:一般旅客定期航路事業 東京～大島～神津島航路(関東第125号)	96点	96点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)	(96点)	(96点)
違反点数の累計:一般旅客定期航路事業 熱海～大島航路(関東第142号)	38点	38点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)	(38点)	(38点)

6. 処分の変更

「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について(令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号国土交通省海事局長通達)」により、違反点数の累計が16点以上となった場合において、違反の態様に応じて、事業の停止命令をする必要があると認められる場合、事業の停止命令を行うものとされています。

また、同基準において、当該処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保等に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が策定した改善計画に基づく改善措置により、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、当該処分に代えて船舶の使用停止命令等を行うことができるものとされています。

本事案については、事業者から適切な改善計画の提出があり、その実効性が認められたことから、事業の停止命令に代えて、一部船舶の使用停止命令を発出することとしたものです。

【参考】

「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について(令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号国土交通省海事局長通達)」<抜粋>

6. 事業の停止命令

(1)事業の停止命令は、次の①から⑤のいずれかに該当(7.(1)に該当する場合を除く。)することとなった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が16点以上となった場合において、違反の態様に応じて、事業の停止命令をする必要があると認められる場合

(3)(1)の規定にかかわらず、事業の停止命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する警告、4. に規定する輸送の安全の確保に関する命令又は5. に規定する船舶等の使用停止命令を行うことができるものとする。

【問い合わせ先】

船舶の使用停止命令について

関東運輸局海事振興部旅客課 秋田、猪八重

TEL:045-211-7214 FAX:045-201-8788

違反事実について

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 矢野、清野、金子、我妻

TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、物流専門紙

別紙 違反事実

違反内容		違反事項 (事項該当条項)	違反点数		
			東京～ 八丈島 (関東 110)	東京～ 大島～ 神津島 (関東 125)	熱海～ 大島 (関東 142)
①	安全管理規程第 4 条に基づく経営トップの主体的関与について、社長自ら大型船内における元日飲酒の慣行を認知していながら、適切な措置をとっていなかった等、関係法令及び社内規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底等について主体的に関与しておらず、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 4 条	2 点 ◆	2 点 ◆	2 点 ◆
②	安全管理規程第 17 条に基づく安全統括管理者の職務及び権限について、安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底して、安全管理規程の遵守を確実にすべきところ、全社的にアルコール検査体制が形骸化しており、アルコール検知器の使用方法ほか安全管理規程を実効的に機能させるための教育も実施していなかった等、安全統括管理者としての職務及び権限を果たせていなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 17 条	4 点 ◆	4 点 ◆	4 点 ◆
③	安全管理規程第 18 条に基づく運航管理者の職務及び権限について、運航管理者は、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図るべきところ、舷門未閉鎖状態での発航及び船内巡視時の	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 18 条	4 点 ◆	4 点 ◆	4 点 ◆

	舷門未確認が常態化しており、作業基準の内容ほか安全管理規程を実効的に機能させるための教育も実施していなかった等、運航管理者としての職務及び権限を果たせていなかった。				
④	安全管理規程第 31 条に基づく船長による運航管理者に対する必要な情報の伝達について、「さるびあ丸」船長は、令和 7 年 12 月 24 日の式根島出港時に舷門が閉鎖できない事態が生じていたにも関わらず、次の目的地である神津島に到着するまで、当該事実を運航管理者に報告しなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 31 条	—	2 点	—
⑤	安全管理規程第 35 条並びに作業基準第 8 条及び第 9 条に基づく旅客の乗船から船舶の離岸に至るまでの作業手順について、2 度目のインシデント発生（令和 7 年 12 月 24 日に式根島～神津島間を舷門閉鎖せずに運航）で問題が顕在化するまで、大型貨客船においては、舷門未閉鎖の状態で発航することが常態化していた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 35 条 作業基準第 8 条第 2 項、 第 9 条第 2 項	2 点 ◆	2 点 ◆	—
⑥	安全管理規程第 36 条及び作業基準第 10 条に基づく船内巡視について、作業基準第 10 条に基づく船内巡視手順が形骸化しており、1 度目のインシデント発生（令和 7 年 11 月 7 日に東京～大島間を舷門閉鎖せずに運航）で問題が顕在化するまで、大型貨客船の船内巡視に際しては、舷門の閉鎖確認を怠ることが常態化していた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 36 条第 1 項 作業基準第 10 条第 1 項	2 点 ◆	2 点 ◆	—
⑦	安全管理規程第 38 条に基づくアルコール検査の実施につい	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 38 条	4 点 ◆	4 点 ◆	4 点 ◇

	て、ジェットfoilにおいて、令和8年4月25日にアルコール検査の替え玉受検が発生したほか、大型貨客船においては、出入港配置でアルコール検査を行わないことが常態化しており、加えて、令和8年1月1日には、航海当直中に抜け出して飲酒した後、アルコール検査を行わないまま再び航海当直に就く船員がいた等、アルコール検査体制そのものが形骸化していた。				
⑧	安全管理規程第38条に基づく酒気帯び業務の禁止について、令和8年1月1日、「さるびあ丸」「橘丸」両船の船長を含む乗組員は、旅客運送中に船舶ぐるみで飲酒を行い、飲酒後時間をおかず、かつアルコールチェックも行わないまま、航海当直に就いていた。なお、飲酒量と飲酒時刻等から呼気中のアルコール濃度を算出するウィドマーク法により、航海当直を開始した時点での呼気1リットル中のアルコール濃度を計算したところ、0.15mgを大幅に超える状態で航海当直に就いていた乗組員が、船長を含め、複数人確認されている。	海上運送法第50条第6号 安全管理規程第38条	20点 ◆	20点 ◆	—
⑨	安全管理規程第38条及び第55条に基づくアルコール検査結果の記録について、飲酒習慣がないと自主申告をした乗組員を中心に、アルコール検査を実施していないにも関わらず、検査結果をゼロと記載することが常態化していた。また、令和8年4月25日、セブンアイランド結	海上運送法第50条第6号 安全管理規程第38条、第55条第2項	20点 ◆	20点 ◆	20点 ◇

	においてアルコール検査の替え玉受検が行われた際にも、事実と異なる記載がなされていた。				
⑩	安全管理規程第 40 条に基づく発航前検査の実施について、大型貨客船においては、2 度目のインシデント発生（令和 7 年 12 月 24 日に式根島～神津島間を舷門閉鎖せず運航）で問題が顕在化するまで、乗降用設備（タラップ）が架かったままの状態ですら発航前検査を終え、舷門を閉鎖しないまま出航することが常態化していた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 40 条	10 点 ◆	10 点 ◆	—
⑪	安全管理規程第 40 条及び第 55 条に基づく発航前検査結果の記録について、大型貨客船においては、発航前検査時に乗降用設備が架かったままであり、舷門が閉鎖されていない状態であることを認識していながら、発航前検査記録簿の「乗降用設備」欄に「○」を記載することが常態化していた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 40 条、第 55 条第 2 項	20 点 ◆	20 点 ◆	—
⑫	安全管理規程第 48 条及び事故処理基準第 4 条に基づく事故等の連絡体制について、「さるびあ丸」が令和 7 年 11 月 7 日（東京～大島間）及び同年 12 月 24 日（式根島～神津島間）の計 2 回、舷門を開放したままに航路を運航したインシデントを運輸局に報告していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 48 条 事故処理基準第 4 条第 3 項	—	2 点	—
⑬	安全管理規程第 50 条に基づく安全教育について、アルコール検知器の使用法のほか、アルコール検査体制を実効的に機能させるための教育を実施していなかった。また、大型貨客船に	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 50 条	4 点 ◆	4 点 ◆	4 点 ◆

	おいては、舷門の手動閉鎖に必要な非常用ポンプの作動方法ほか、作業基準の内容についての教育も行っていなかった。				
--	---	--	--	--	--

【備 考】

- ① 「違反点数」については、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達、以下「処分基準」という。）による。
- ② 違反点数欄のうち、「◆」印がついている点数は、大型船における舷門未閉鎖のままの発航及び元日運航中の集団飲酒、並びに船種を問わない全社的なアルコール検査体制の形骸化に係るものであり、処分基準1（5）②「違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合」に該当するものとして、基準の2倍に加重した点数を付した。
- ③ 「違反点数」欄のうち、「◇」印がついている点数は、「セブンアイランド結」におけるアルコール検査替え玉受検に係るものであり、処分基準1（5）①「違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、隠滅すると疑うに足りる相当な理由が認められる場合」に該当するものとして、基準の2倍に加重した点数を付した。
- ④ 「違反点数の累計」欄の点数は、処分基準2（3）に基づき、航路単位で違反点数を累計した。